

【裁定委員会】2026年2月12日付け決定

事案1

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容
譴責
- 3 懲罰の起算日
2026年2月12日
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
所属選手複数名に対する不適切指導

事案2

1	懲罰対象者 都道府県協会
2	懲罰の内容 譴責
3	懲罰の起算日 2026年2月12日（理事会決定の日）
4	懲罰の理由 本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「補助金、助成金等に関して不正な経理処理および不正な申請、ならびに脱税その他の経理に関わる不正な行為を防止しなければならない」および「適切なガバナンス体制を構築し維持するように努めなければならない」に該当
5	事案の概要 経理に関わる不正な行為を防止することができなかった

事案 3

1 懲罰対象者

U12 クラブ指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2026年2月12日（懲罰決定の日）から3か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026年2月12日（懲罰決定の日）から3か月間停止する。

3 懲罰の起算日

2026年2月12日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

所属選手複数名に対する暴言行為（尊厳を傷つけ、人格を否定する発言。過度に委縮させる言動。）

事案 4

1 懲罰対象者

U12 クラブ指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2026年2月12日（懲罰決定の日）から9か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026年2月12日（懲罰決定の日）から9か月間停止する。

3 懲罰の起算日

2026年2月12日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

- ・所属選手に対する暴力行為（首を右手で掴む行為。）
- ・所属選手複数名に対する暴言行為（人格を一方向的に否定又は侮辱する発言。）

事案 5

- 1 懲罰対象者
U15 クラブ指導者
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、2026年2月12日（懲罰決定の日）から1年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026年2月12日（懲罰決定の日）から1年間停止する。
- 3 懲罰の起算日
2026年2月12日
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
 - ・所属選手複数名に対する暴言行為（尊厳を傷つけ、人格を否定する発言。）
 - ・所属選手複数名に対する不適切指導（不必要に委縮させ、大きな精神的な負担を与える言動。）
 - ・所属選手に対するセクシュアル・ハラスメント（当該選手のみならず、その場にいる者にも不快感を与えうる発言。）

事案 6

1 懲罰対象者

高等学校バスケットボール部元指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2026年2月12日（懲罰決定の日）から1年3か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026年2月12日（懲罰決定の日）から1年3か月間停止する。

3 懲罰の起算日

2026年2月12日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

- ・所属選手複数名に対する不適切行為（配慮を著しく欠く発言。精神的苦痛を与え、または周囲の環境を悪化させる言動。）
- ・所属選手複数名に対する暴言行為（人格を一方的に否定し、委縮させる発言。自尊感情を傷付け、侮辱する発言。）

事案7

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、2026年2月12日（懲罰決定の日）から2年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026年2月12日（懲罰決定の日）から2年間停止する。
- 3 懲罰の起算日
2026年2月12日
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
 - ・所属選手複数名に対する暴力行為（髪の毛を引っ張る、平手で頬を叩く、ノートを投げつける行為。）
 - ・所属選手複数名に対する暴言行為（人格を一方向的に否定し、委縮させる発言。自尊心を傷付け、侮辱する発言。恐怖感を与える不適切な発言。）